

石けんの主成分を PRTR 法第一種指定化学物質に指定しないよう求める意見書(案)

環境や生物への毒性を持つ化学物質を対象に、事業者には製造・流通・廃棄の各段階での排出と移動量の報告を求める「化学物質排出把握管理促進法(以下 PRTR 法)」においては、「第一種指定化学物質候補物質」を 10 年ごとに見直している。本年 2 月 25 日には、現行の 462 物質を 527 物質に増やす見直し案が発表されたところである。

その中に石けんの主成分である「飽和・不飽和脂肪酸ナトリウム塩」と「飽和・不飽和脂肪酸カリウム塩」が含まれているところから、長く石けん普及に取り組んできた消費者団体や専門家から懸念の声が挙がり、パブリックコメントにも多くの意見が寄せられた。

PRTR 法第一種物質に指定される物質は、「一定以上の生態毒性があること」「難分解性と高蓄積性のある物質であること」が要件であり、両物質が実験室において「クラス 2 とクラス 1」の生態毒性が認められたとされている。しかしながら、実験室と実際の河川・海洋では環境が全く異なり、自然由来の両物質は河川や海水中のミネラル分と結合することで脂肪酸カルシウムに変化し、生態毒性は発現しないこと、また両物質とも微生物で分解されやすい性質を持ち、河川や海洋中で検出された例がないことが、専門家から指摘されている。また、人類は数千年にわたって石けんを使用してきたのであり、そのことも石けんの安全性を保証している。

厚労省は新型コロナウイルス感染予防に石けんによる丁寧な手洗いを推奨し、環境省も廃食用油リサイクル石けんの団体・企業を表彰している事実とも矛盾する、PRTR 法第一種指定化学物質に石けんの主成分を指定することを、速やかに撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条に基づき提出するものである。

2020 年 月 日

千葉県議会議長

環境大臣 宛

厚生労働大臣

経済産業大臣